

琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者 滋賀県知事

琵琶湖敷地の占用許可基準（以下「基準」という。）第20条第1項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占用することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

高島市新旭町藁園地先の一級河川琵琶湖の河川区域内で、別図に示す区域ただし、独立行政法人水資源機構の所有地を除く。

(2) 指定年月日

令和3年6月30日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

水泳場（基準第20条第3項第11号に該当する施設）およびこれと一体をなす飲食店、売店、仮設トイレ、更衣室、シャワー室、物置、スロープ等（基準第20条第3項第6号に該当する施設）

(2) 許可方針

- ア 占用期間は、毎年6月から9月までのうち3か月未満とし、令和12年9月末までとすること。
- イ 基準第9条の規定に基づき「琵琶湖敷地の占用方法の基準」に適合すること。
- ウ 河川管理者（高島土木事務所長）が付した許可条件を遵守すること。
- エ 独立行政法人水資源機構法第12条第1項第2号に定める水資源開発施設等の使用に関し独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所長）が付した承認条件を遵守すること。
- オ 道路法、自然公園法、滋賀県漁業調整規則、建築基準法、滋賀県琵琶湖等水上安全条例、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例その他の関係法令を遵守すること。
- カ 漁業権に基づく漁業の操業に支障のないよう配慮すること。
- キ 施設およびその周辺におけるヨシ群落等の動植物の保全と維持に努めること。
- ク 施設の色彩、デザイン、装飾、照明等は、琵琶湖の景観に配慮したものとすること。
- ケ 施設利用者には道の駅「しんあさひ風車村」の駐車場の利用を案内するとともに、県道を安全に横断できるよう誘導員を配置すること。
- コ 施設利用者の水泳場への出入りは、独立行政法人水資源機構が承認する階段またはスロープからのみとすること。
- サ 利用時間外に第三者によって施設が損壊等されないよう対策を講じること。

- シ 施設の利用に伴う騒音、交通渋滞、ごみ、迷惑行為等に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体において解決すること。
- ス 施設およびその周辺における除草等については、独立行政法人水資源機構と事前に調整すること。また、同機構が施設周辺で施行する工事等に協力すること。
- セ 占用期間終了後、倒産等により都市・地域再生等占用主体が土地の原状回復義務を履行しない場合は、高島市がその義務を履行する責任を負うこと。
- ソ 占用期間終了後 3 月以内に、「琵琶湖敷地の利用調整に関する高島市地域協議会」に対し、次の事項について報告すること。
 - ① 利用者数、売上高その他施設の利用状況
 - ② 施設の利用に伴い生じた課題およびその対策
- タ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念される場合は、施設の利用を休止することを含め、万全の感染防止対策を講じること。

3 都市・地域再生等占用主体

光亜興産株式会社（基準第 20 条第 4 項第 2 号に該当する事業者）